

議案第 30 号

橋本市債権管理条例の一部を改正する条例について

橋本市債権管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたい
ので、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市債権管理条例の一部を改正する条例

橋本市債権管理条例(平成 27 年橋本市条例第 59 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(台帳の整備)</p> <p>第 5 条 略</p> <p><u>(債務者に関する情報)</u></p> <p>第 5 条の 2 市長は、市の債権が履行期限までに履行されない場合は、第 7 条から第 13 条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例の規定に基づく措置又は処分(以下この項において「措置等」という。)の判断に資すると認める限りにおいて、当該債務者の当該市の債権以外の市の債権に係る滞納の有無(滞納がある場合は、その滞納している額を含む。)その他規則で定める情報及び市長が行った措置等の情報を同一の実施機関(橋本市個人情報保護条例(平成 18 年橋本市条例第 12 号)第 2 条第 4 号に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。)内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合において、当該債務者の所在が明らかでないときは、市長は、当該市の債権以外の市の債権に関して保有する当該債務者の氏名及び生年月日並びに住所、電話番号その他当該債務者との連絡に必要な情報を同一の実施機関内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。</p> <p>3 市長は、前 2 項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。ただし、前 2 項の規定により、同一の実施機関内において利用し、若しくは他の実施機関に提供する場合又は法令若しくは他の条例に基づく場合は、この限りでない。</p> <p>4 市長は、第 1 項又は第 2 項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければなら</p>	<p>(台帳の整備)</p> <p>第 5 条 略</p>

ない。

(強制執行等)

第7条 市長は、私債権及び非強制徴収公債権(以下「私債権等」という。)について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第10条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第11条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

(強制執行等)

第7条 市長は、私債権及び非強制徴収公債権(以下「私債権等」という。)について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第10条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第11条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。